

## 生物多様性さっぽろ応援宣言制度ロゴマーク使用基準

平成27年9月14日環境管理担当部長決裁

### (目的)

第1条 この基準は、生物多様性さっぽろ応援宣言制度ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準における「ロゴマーク」とは、別紙に掲げるものとする。

### (権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は札幌市に帰属し、それを使用する者が自己の商標として登録することはできないものとする。

### (使用者)

第4条 ロゴマークを使用することができる者（以下「使用者」という。）は、生物多様性さっぽろ応援宣言制度の趣旨に賛同し、宣言を登録した企業・団体とする。

### (使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、ロゴマークの使用にあたって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークのデザイン、色、縦横比率の変更等の改変を行わないこと。ただし、ロゴマークのイメージを損なわない範囲で、他の色による単色表示又は反転表示とすることができる。
- (2) ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

### (使用の差止め)

第6条 札幌市は、ロゴマークの使用に関し、次の各号に該当すると認めるときは、その使用を差し止めることができる。

- (1) 札幌市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動のために利用し、又は利用されるおそれがあるとき。
- (4) 提供する製品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用し、又は利用されるおそれがあるとき。
- (5) その他生物多様性さっぽろ応援宣言制度の趣旨に反するおそれがあるとき。

### (使用に起因する問題)

第7条 ロゴマークの使用に際して問題が生じた場合は、使用者が自己の責任のもと必要な措置を講ずることとし、札幌市は一切の責任を負わない。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成27年9月16日から施行する。

別紙



※ 指定色 PANTONE 7710/DIC 2581/CMYK C : 74 M : 12 Y : 28